

平成 25 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 社会福祉諸制度の改革への対応

<情勢認識>

政策動向ならびに社会福祉を取り巻く状況変化を踏まえ、平成 25 年度においては、生活困窮者対策、地方分権改革などといった社会福祉法人・社会福祉協議会に共通する課題への対応を強化するとともに、障害者総合支援法の施行や子ども・子育て関連 3 法の施行の具体化に向けた検討等、社会福祉分野の諸改革に適切に対応していく必要がある。本会においては、社協組織ならびに関係種別協議会における対応とともに、政策委員会を中心にあるべき社会福祉の姿をさらに追求すべく、政策提言の一層の強化と具体化をはかる。

また、「全社協 福祉ビジョン 2011」のさらなる具体化に向けて、平成 24 年 10 月にとりまとめた「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会・報告書」ならびに「社協・生活支援活動強化方針」に基づき、社会福祉法人・福祉施設や社協の存在意義とその有する機能を最大限発揮し、今日的な生活課題に対応するために、社協組織、種別協議会、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉関係者が自らの責務のもとに一体となった活動の推進をはかる。

社会福祉法人・福祉施設においては、介護や保育分野を中心に供給主体の多様化が一層進むなか、本来的な社会福祉法人の経営と役割、また、地域の社会資源としての福祉施設の役割・機能について、さらなる取り組みを強化する。

このような課題認識のもと、平成 25 年度においては、貧困、社会的孤立、虐待など、地域において複雑、多様化する生活課題・福祉課題について、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉関係者による取り組みを着実に推進していくことを最重要課題とし、全国の社協組織、種別協議会、関係団体との連携・協働を一層強化し、その具体的な取り組みを進める。

<25 年度の取り組み>

(1) 「全社協福祉ビジョン 2011」具体化に向けた社会福祉法人・社協の取り組み推進

- ・ 「全社協福祉ビジョン 2011」の具体化に向けて、「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会・報告書」ならびに「社協・生活支援活動強化方針」における取り組み方針を踏まえ、都道府県・指定都市社協が県・市内の社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、社協に協働を呼びかけて実施する「福祉ビジョン実践推進事業」を実施する。

- ・ また、国における生活困窮者支援策の具体化に対応し、福祉関係者が取り組むべき新たな福祉課題・生活課題や政策動向に関する議論を深め、政策提言機能を強化するため、個別課題にかかる現状把握や実践事例の収集を行う。

(2) 「社協・生活支援活動強化方針」の着実な推進

- ・ 「全社協福祉ビジョン 2011」の提言内容の実現に向けて、平成 24 年にとりまとめた「社協・生活支援活動強化方針」における行動宣言、アクションプランの着実な推進をはかるべく、都道府県・指定都市社協における積極的な推進のもと、市町村社協における活動の具体化と、それによる社協活動の強化に取り組む。
- ・ また、同方針の全国的な普及・推進に向けて、具体化の手法、必要となる人材養成・研修、各地での取り組み状況のフォローアップなどに取り組み、さらに、国の生活困窮者対策におけるモデル事業等の実施について、社協組織としての積極的な取り組みの具体化をはかる。

(3) 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方提示

- ・ 「全社協福祉ビジョン 2011」の提言内容の実現に向けて、平成 24 年度とりまとめた「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会・報告書」を踏まえ、社会福祉法人・福祉施設が社会的使命と今日的役割を果たすために必要な活動の展開を推進するとともに、内部留保、人材確保・職員処遇、サービスの質の向上等、社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる重要な課題について検討し、あるべき姿を提示する。
- ・ とくに内部留保問題については、規制・制度改革や公益法人制度改革との関連で、社会福祉法人に関する制度・経営のあり方をめぐる議論が活発化することが想定されるなか、24 年度の調査研究の成果を踏まえ、社会福祉法人の透明性をより一層高め、社会の理解を得ていくために、情報公開や外部監査、第三者評価の受審、苦情解決の取り組み等を促進すべく、具体的な提案をはかり、積極的な取り組みを推進する。

(4) 地方分権改革への対応

- ・ これまでの地方分権改革による福祉施設最低基準制定の条例委任や民生委員・児童委員制度への指摘等に対して、自治体における対応状況等を把握するとともに、今後の地方分権の動きに対し、適宜、関係種別協議会との連携のもと、制度・施策の堅持・発展に向けて、必要な対応をはかる。

(5) 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- ・ 子ども・子育て施策の見直しが進むなか、制度設計の具体化に際して、関係組織との連携のもと、子どもの最善の利益の確保に向けて、必要な提言活動に取り組む。

(6) 新たな障害保健福祉施策への対応

- ・ 「障害者総合支援法」の施行ならびに「障害者政策委員会」での検討状況を踏まえ、関係種別協議会と連携し、真に利用者のための制度として具体化するよう、所要の対応をはかる。
- ・ また、いわゆる「優先調達推進法」の施行に際して、共同受注窓口の設置等、受注の促進に向けて必要な基盤整備を進める。

(7) 高齢者福祉施策の拡充に向けた対応

- ・ 改正介護保険制度の施行状況や高齢者の生活課題の実情を踏まえ、平成 24 年度に実施した「高齢者の生活支援をすすめるネットワークセミナー」の実施をもとに、関係者が共通してめざすべき方向性を明確化し、連携・協働に必要な基盤づくりを進める。

2. 低所得者・失業者等への生活支援の強化

<情勢認識>

経済・雇用情勢の低迷が続き、低所得者や失業者等への生活支援は一層重要な課題となっている。国においても生活困窮者対策にかかる法制化に向けた取り組みが進められているなか、社会的孤立や貧困等といった地域における福祉課題・生活課題に対応するため、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等、関係者によるこれまでの取り組みを一層積極的に推進すべく、そのために必要となる体制整備に向けた政策提言、予算要望活動を展開する。

生活困窮者対策の一つとなっている生活福祉資金貸付制度に関しては、平成 21 年度に創設された総合支援資金、東日本大震災被災者への特例貸付（特例緊急小口資金、生活復興支援資金）の実施を受けて、債権管理や償還業務を適切に行っていくためには都道府県社協における実施体制の強化をはかるとともに、制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

<25 年度の取り組み>

(1) 生活困窮者支援策の具体化に向けた対応

- ・ 国における生活困窮者支援策の具体化にかかる検討に際し、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等、関係者による総合相談支援や家計再建支援等を展開するうえで必要となる体制整備に向けた政策提言・予算要望に取り組む。

(2) 生活福祉資金貸付制度、運用の改善

- ・ 国における生活困窮者対策の動向を踏まえつつ、生活福祉資金制度および運用の見直しに向けて厚生労働省との協議を進め、あわせて事務体制の充実にに向けて必要な予算確保をはかる。
- ・ とくに、総合支援資金に関する制度の見直し、ならびに社協としての相談支援の重点化等を進めるうえで、借受世帯の状況や借受後の状態等に関する実態調査（全都道府県社協を対象とした抽出調査）を実施し、制度面・運用面での課題を整理する。

(3) 生活福祉資金貸付事業の運営管理体制の強化

- ・ 都道府県社協において、総合支援資金や震災時の緊急小口資金特例貸付等の償還業務が本格化するなか、平成24年度にとりまとめる「償還業務の手引き（仮称）」の普及と債権管理の推進により、借受人への償還指導や償還免除等の取り扱いが適切かつ円滑に進められるよう必要な対応をはかるとともに、運営管理体制の改善に向けた働きかけを進める。

3. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

<情勢認識>

福祉サービスの質の向上に関しては、第三者評価事業の普及と受審事業者数の拡大と、運営適正化委員会事業の一層の推進ならびに福祉施設・事業所における苦情解決の仕組みの活性化に向けた取り組みを総合的に展開し、福祉サービスの改善、質の向上に向けた取り組みを促進する必要がある。

社協事業の柱となっている日常生活自立支援事業については、今後とも適切な事業運営を確保するための財源ならびに体制の強化をはかるとともに、法人後見の取り組みとの連携促進をはかりつつ、地域における総合的な権利擁護体制の確立に向けて、さらなる提言・要望活動を進めていく。

さらに、一層深刻化する虐待問題については、新たに施行される障害者虐待防止法への対応をはじめ、その予防・早期発見・早期対応に向けた必要な体制を構築すべく、福祉施設、社協、民生委員・児童委員、行政等の関係者の連携のもとで進めるべき対応策を検討し、具体的な活動につなげていく。とくに児童虐待問題とその防止策については、子ども家庭福祉施策の推進という観点から、幅広い関係者との連携のもと行動方針を定め、具体的な取り組みを推進する。

<25年度の取り組み>

(1) 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- ・ 福祉サービスの質の向上に関する総合的な検討の場として、「福祉サービスの質の向上推進委員会」を設置し、関係組織との連携のもと、福祉施設・事業所におけるサービスの質の向上の取り組み、第三者評価事業の受審、福祉サービスの苦情解決等の推進をはかる。
- ・ また、全国段階の第三者評価事業の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や評価基準の普及・更新とともに、総合的な検討の場を通じて、種別協議会等と協働して受審促進に取り組む。
- ・ 平成 24 年度から義務化された社会的養護施設の第三者評価受審や施設長研修の受講について、評価調査者の養成や研修会の開催等、サービスの質の向上や権利擁護の推進に必要な取り組みを進める。

(2) 地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- ・ 社協事業の柱となりつつある日常生活自立支援事業について、成年後見制度との連携促進などに関する調査研究の結果を踏まえ、地域における総合的な権利擁護・相談支援体制の確立に向けて、具体的な展開手法、制度・施策に関する検討を進めるとともに、「権利擁護・成年後見センター」（仮称）の設置方法の提案等を行い、その推進をはかる。

(3) 子ども家庭福祉施策の拡充と児童虐待防止に向けた取り組み推進

- ・ 子ども家庭福祉施策の拡充に向けて、必要な提言と幅広い関係者による活動の推進をはかるとともに、深刻さを増す児童虐待問題とその防止策について、民生委員・児童委員、児童福祉施設、社協関係者等、幅広い関係者との連携に向けて、「児童虐待防止対策連絡会議」（仮称）を設置し、行動方針を定め、具体的な取り組みを推進する。また、福祉関係者による児童虐待防止に向けた取り組みについて、広く社会に発信していく。
- ・ 福祉施設等における虐待防止に向けて、関係種別協議会における倫理綱領やチェックリスト等の普及をはかり、その取り組みを推進するとともに、地域包括支援センター担当者や福祉施設職員等を対象に、権利擁護や虐待防止への取り組みにかかる情報提供や相談支援の技術向上をはかることを目的に「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催する。

4. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

<情勢認識>

社会的孤立や経済的貧困、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、多様な要因を背景として生活困窮者に対する包括的かつ個別的な支援体制の構築が急務となっているなか、社協が従来から取り組んできた小地域福祉活動を一層充実させ、多様な生活課題や福祉課題に対応していく必要がある。

また、これらの取り組みを推進するうえで、地域の最前線にあって、地域福祉を担っている民生委員・児童委員の活動支援を一層積極的に展開すべく、民児協の運営支援とともに、民生委員・児童委員活動の社会的な認知向上に取り組むことも大切である。

さらに、地域の福祉の担い手を広げていくためにも、ボランティア・市民活動や福祉教育の振興、推進強化が重要であり、本会としても積極的に取り組んでいくこととする。

<25年度の取り組み>

(1) 地域協働による重層的な福祉活動とケア体制の構築

- ・ 住民福祉活動の拠点づくり、総合相談・見守り活動など、小地域を単位とする住民参加による生活支援活動を推進するため、都道府県・指定都市社協と協働して、活動状況や先進事例等の収集・把握をもとに必要な情報発信を行い、社協活動の活性化、地域の生活支援体制の構築、今日的な福祉課題に対する住民理解の促進をはかる。

(2) 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 「社協・生活支援活動強化方針」ならびに「社協職員行動原則」の一層の普及・促進に向けて、市区町村社協職員を対象とした各種研修や情報提供等の充実に取り組む。
- ・ また、社協運営の一層の適正化や組織体制の充実に向けて、出納業務に関するチェックリストや社協モデル経理規程等の普及・活用促進をはかる。

(3) 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 多様化、深刻化する地域の生活問題に取り組む民生委員・児童委員活動や被災地民児協活動を支える基盤整備等について、提言や働きかけを強化する。
- ・ 民生委員・児童委員制度や活動実態等について、行政や地域住民をはじめ広く関係者の理解を促進すべく情報発信の充実・強化に取り組むとともに、活動環境の改善をはかるため、活動費等の増額や事故補償制度の創設に向けた取り組みを進める。
- ・ また、民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動を推進すべく、平成24年度にとりまとめる活動指針の普及をはかり、各民児協における円滑な支援活動の実施に向けた準備等を推進する。

(4) ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「第3次ボランティア・市民活動推進5か年プラン」の終了を受け、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の方策を検討し、国民の理解と参加の一層の促進をはかり、社協ボランティア・市民活動センターの効率的・効果的な運営を推進する。
- ・ 社会的孤立、虐待やいじめといった深刻な地域課題の解決に向けた福祉教育の展開方策について検討・提示し、地域における生活支援活動に対する啓発と参加促進をはかる。

(5) 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- ・ 引き続き、東日本大震災被災地支援活動を推進し、生活支援相談員等による被災地における生活支援・相談活動の展開支援、被災社協の復興支援、被災した社会福祉法人・福祉施設に対する応援職員の派遣や再建・復興支援等に取り組む。
- ・ また、「大規模災害対策基本方針」の普及・定着をはかるとともに、各県段階の「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築に向けて、継続的な情報収集のもと、国、都道府県・指定都市社協、各種別協議会等と連携し、全国的なネットワークを活用した大規模災害対策に必要な態勢整備を進める。

5. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

<情勢認識>

地域の福祉ニーズに対応し、きめ細かい福祉サービスを提供していくためには、それを担う質の高い人材の確保が不可欠である。しかし一方では、福祉・介護人材の需給状況については、福祉士養成校の定員割れが生じるなど、担い手の確保が大きな課題となっている。なかでも需要が拡大している介護・保育分野での人材確保は喫緊の課題である。

福祉人材センターにおいては、職業紹介事業をはじめ、地域の実情にあわせた多様な取り組みが求められており、福祉分野の専門機関としての存在意義と役割の明確化を含め、一層の機能強化が必要である。

また、福祉・介護人材の確保・定着とともに、福祉サービスの質の確保、専門性の向上や医療・看護や心理等の専門職との連携・協働が重要課題である。福祉職場における離職率の改善、福祉・介護人材のキャリア形成に対する支援等、福祉人材センター・バンク、研修実施機関や種別協議会との連携・協働による養成校等関係者への積極的な働きかけ、研修を通じた人材育成の取り組みを推進する必要がある。

<25年度の取り組み>

(1) 福祉・介護人材の確保、育成と福祉人材センター機能の強化

- ・ 福祉・介護人材の確保・定着、育成に向けて、福祉人材センターにおける今後の取り組み方針を共有化し、個別訪問支援や先進事例に関する情報提供等を通じて、各県福祉人材センターの効果的・効率的な活動展開や事業改善に向けた支援を推進する。
- ・ また、経営協をはじめとした関係団体との連携を強化し、福祉事業所におけるニーズ把握を踏まえた各県福祉人材センター事業の拡充をはかり、職業紹介事業の実績向上に向けた取り組みを進める。
- ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度の改正、保育士養成施設入学者への修学資金貸付制度や「保育士・保育所支援センター」の創設等に対応し、福祉人材センター・バンクの事業充実をはかるべく、その支援を推進する。
- ・ 求人・求職者の利便性向上、福祉人材センター・バンクにおける業務の円滑化やマッチングに関する動向・実績把握に資するため、「福祉人材情報システム（COOLシステム）」の適切な運営管理を行う。

(2) 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 本会の基幹事業である研修事業について、既存研修の内容充実、受講者の確保・増員、さらには新規研修の企画検討などを行い、学院経営・運営の安定化に向けた取り組みを一体的に進める。さらに、国からの委託費の削減等に対応し、引き続き受託研修事業や研修事業全般の執行について改善の具体化を進める。
- ・ 福祉・介護人材のキャリア形成に資する生涯研修体系として開発を進めてきた「キャリアパス対応生涯研修課程」について、平成 24 年度に実施した標準テキスト等の作成ならびに指導者養成研修・モデル研修を踏まえて、都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における本課程の実施に向けて普及・促進をはかるとともに、種別協議会等との連携のもと社会福祉法人・福祉施設からの参加促進に向けた広報・普及活動を展開する。

(3) 社協、福祉施設職員等の養成・研修の推進

- ・ 都道府県・指定都市社協職員を対象とした階層別の研修を実施するとともに、市区町村社協職員研修の充実に向けて、都道府県・指定都市社協との連携による体系的な実施をはかるとともに、引き続き管理職員等を対象とした研修の実施や新任職員向けの研修テキストの普及に取り組む。
- ・ 福祉施設職員等の研修については、種別協議会等による実施とともに、関係種別協議会との連携のもと中央福祉学院における研修事業の充実をはかる。

6. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

＜情勢認識＞

わが国の社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献は本会の重要な役割の一つである。これまで 29 年間にわたりアジア諸国からの研修生の受け入れをはじめとする交流、大規模災害発生時の支援活動を展開してきたところである。平成 22 年度からは、アジア社会福祉支援「修了生福祉活動支援会員事業」を創設したところであり、その一層の拡充をはかり、修了生の母国における福祉活動に対する支援を強化する。

社会福祉関係図書、雑誌の刊行は、関係者への情報提供、実務・実践に関する知識・ノウハウ提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助として重要な役割を有しており、刊行・企画の一層の充実と販売促進をはかる。

また、社会福祉に対する国民的な理解促進、なかでも社協組織の周知や存在意義や活動実態をアピールするためには、積極的な広報活動が必要である。本会ホームページにおいて全国各地の福祉実践を幅広く紹介するとともに、マスコミ関係者との連携強化をはかる。あわせて本会の事業・組織や種別協議会等の活動状況を広く社会に発信していく。

また、本会と都道府県・指定都市社協との連携を一層強化し、社協組織が一体的に取り組むべき活動の方向性を示すとともに、それぞれの経営課題を共有化し、経営全般にかかる指針等を示していくことが求められている。

一方、本会事業の効果的、効率的な運営とともに、経営管理体制のさらなる強化に努める必要があり、これまでの成果を踏まえた事業の重点化、業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着促進に取り組んでいく。

＜25 年度の取り組み＞

（1）アジア社会福祉従事者研修ならびに修了生支援会員事業の推進

- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向けて、30 年間、積み重ねてきたアジア社会福祉従事者研修の推進とともに、修了生フォローアップ研修ならびに「修了生福祉活動支援会員事業」について、種別協議会等との連携のもと、各国修了生の支援に向けて、本事業の一層の推進をはかる。

（2）広報事業の充実・強化

- ・ 社会福祉事業や各種福祉活動に関して、一般市民向けの解説や動画による事例紹介を本会ホームページに掲載し、社会福祉に関する国民的な理解促進をはかるとともに、全社協の事業・組織や種別協議会等の活動状況を広く社会に発信するために PR 用パンフレットを作成し、広報活動に取り組む。

- ・ 広報室を中心に、本会としての広報事業の拡充に向けて各部所との連携強化をはかるとともに、マスコミ関係者との連携のもと、社会福祉法人・福祉施設、社協、民生委員・児童委員等による社会福祉活動に関する先駆的事例や各福祉現場の実情・課題について、社会的な PR を積極的に進める。また、プレスリリースの配信や定期的な懇談により、マスコミ関係者との日常的な関係づくりを進める。

(3) 参考図書刊行事業の企画内容の充実と販売強化

- ・ 参考図書刊行事業の企画内容の充実と販売強化に向けて、社会福祉を取り巻く環境変化や読者ニーズに即応した刊行計画を策定し、幅広い福祉関係者にとって有意義で活用される図書を敢行する。そのうえで、関係組織との連携のもと、販売体制の強化と販売部数の増に取り組み、コスト削減を含めて収益の拡大をはかる。

(4) 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- ・ 都道府県・指定都市社協の経営環境が厳しさを増すなかにあつて、「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」がとりまとめた「当面の活動方針」における今後の事業展開の視点について、具体的な展開方法を順次検討する。また、指定都市社協における経営課題については、引き続き指定都市分科会や作業委員会をもっての大都市固有の経営課題の検討を進め、対応策を提示する。
- ・ 社協組織の法人運営体制の強化に向けて、法人運営をめぐる諸課題の共有と一層の適正化に向けた取り組みを確認することを目的に、「都道府県・指定都市社協総務部課長会議」を開催する。

(5) 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営

- ・ 新霞が関ビルの設備環境の維持、「灘尾ホール」等の利用促進をはかり、安定経営を確保するとともに、法人として節電・CO2 排出削減の取り組みを一層促進する。
- ・ ロフォス湘南の研修・宿泊環境の一層の充実・向上に向けて、施設・設備等の適切な管理運営に取り組み、施設利用の促進をはかる。

(6) 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 基金の安定かつ適切な運営に向けて、財政状況および市場動向を注視しつつ、財政再建策の継続実施について運営委員会において協議を進める。引き続き、資産運用について十分な留意のもと、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

(7) より適正な業務執行体制の確立

- ・ 外部監査、内部監査で把握した課題の改善をはじめ、監事との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化をはかる。
- ・ 社会福祉法人や社協の今後の活動の方向性を見据え、本会事業・財政の適正執行ならびに組織運営の強化に向けて、所要の対応をはかる。

7. 東日本大震災被災地支援活動の推進、大規模災害に備えた態勢整備

<情勢認識>

東日本大震災被災地の復興は、相当の期間にわたるものとされるなか、引き続き被災地の支援ニーズを踏まえ、各関係組織との連携のもと、被災した社協、社会福祉法人・福祉施設の復興支援、被災地や避難所等での民生委員・児童委員活動の支援など、各分野における支援活動に継続して取り組む必要がある。

また、これまでの関係者による被災地支援活動の成果や課題等を踏まえて、平成 24 年度にとりまとめた「大規模災害基本方針」について、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の各組織を中心としつつ、幅広い関係者への普及と理解促進をはかり、今後の大規模災害の発生に備えた態勢整備を進める。

<25 年度の取り組み>

(1) 東日本大震災にかかる支援活動の継続

- ・ 東日本大震災にかかる被災地支援活動の総括等を踏まえ、長期化のなかにあって変化していく被災地のニーズに対応した各分野における支援活動について、関係組織との連携のもと展開する。

(2) 「大規模災害対策基本方針」に基づく態勢整備

- ・ 平成 24 年度にとりまとめた「大規模災害対策基本方針」について、関係者への周知と広報に取り組むとともに、これまでの東日本大震災被災地支援活動の総括を踏まえ、各分野における態勢整備を進め、有事に備える。
- ・ あわせて、都道府県段階での災害時における福祉・介護分野の広域的支援ネットワークの構築に向けた取り組みを具体化するよう働きかけていく。